

練馬区バレーボール連盟女性運営委員会 会 則

名 称

練馬区バレーボール連盟女性運営委員会とする。

目 的

練馬区在住の9人制女子バレーボールチーム相互の親睦・連携・協力と技術向上を図り、バレーボール普及発展に努めることを目的とする。

事 業

1. リーダー・審判講習会の開催。
2. 競技会の開催。
3. その他必要と認める活動。

組織及び加入の手続き

1. 練馬区在住の9人制女子バレーボールチームをもって組織する。
2. 女性運営委員会に登録するチームは、そのチーム名、所在地、代表者の氏名、住所、構成員を記入し、登録費5,000円を添えて申し込む。
3. 構成員は既婚者20才以上、未婚者30才以上の女性とする。但しチーム構成は練馬区バレーボール連盟女性運営委員会のチーム登録規定によるものとする。

委員選出及び会の運営

1. 委員長1名、副委員長2名、運営委員（各ブロック2名選出）をおき、総会において互選する。
2. 委員総会 各チームの代表者1名の委員をもって開催する。
総会は委員長が招集する。
3. 運営委員 女性運営委員会運営の円滑をはかる為、運営委員をおく。
4. 委員長、副委員長及び運営委員の任期は2年とし、留任は妨げない。
5. 会議は委員の過半数以上の出席を必要とし、議決は、出席委員の過半数の賛成によつて
6. 大会出場の追加変更登録は、その大会の要項に従うものとする。
7. 委員長選出のブロックから、もう1名の運営委員を選出する。

事務局

〒177-0045
練馬区石神井台6-1-3
本橋 浩代

会 計

1. 女性運営委員会の経費は登録費でまかなう。
2. 女性運営委員会に加入するチームは、毎年5月末日までに登録費を納める。
3. 女性運営委員会の収支決算は委員総会に提出して報告する。

本会則は、昭和54年9月より施行する。

昭和63年4月 9日 改正 平成14年4月19日 改正
平成 2年4月25日 改正 令和 6年4月13日 名称変更による改正
平成 6年2月17日 改正 令和 7年4月19日 改正及び追加
平成12年4月27日 改正